

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年11月12日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500080号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500036号

第1 結論

請求期間③のうち、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年3月23日に、喪失年月日を同年6月20日に訂正し、昭和47年3月から同年5月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和47年3月23日から同年6月20日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和47年3月23日から同年6月20日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年11月1日から昭和42年8月1日まで
② 昭和45年12月10日から昭和47年1月1日まで
③ 昭和47年2月1日から昭和48年5月1日まで

請求期間①については、首都圏に所在したA社に勤務した。

請求期間②については、B社に係る厚生年金保険の加入記録によると、昭和45年12月10日に被保険者資格を喪失しているが、この頃に子会社のC社に移籍し引き続き勤務した。

請求期間③については、D社の取締役として勤務した。

いずれの事業所においても、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、年金の支給額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③について、請求者は、昭和47年3月18日に設立登記されたD社の商業登記簿謄本に、取締役の一人として登記されており、雇用保険被保険者記録によると、当該事業所において昭和47年3月26日に被保険者資格を取得し、同年6月19日に離職していることが確認できることから、請求者は、請求期間③のうち、当該事業所設立当時から雇用保険における離職日までの期間について、当該事業所に勤務していたものと認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、他の役員及び雇用保険に加入(昭和47年3月26日付け)していたことが確認できる同僚は、いずれも昭和47年3月23日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主は、当局の照会に対し、当時の資料が保存されておらず詳細は不明であるが、請求者のみが厚生年金保険に加入しなかった特殊事情は思い当たらないと回答している

上、複数の同僚は、従業員全員が厚生年金保険に加入していたと回答していることから、当該事業所における厚生年金保険の取扱いが請求者に限り異なっていたとは考え難い。

一方、請求期間③のうち、昭和 47 年 2 月 1 日から同年 3 月 22 日までの期間については、厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所が適用事業所となったのは昭和 47 年 3 月 23 日であり、当該日以前に適用事業所であった形跡は見当たらず、また、昭和 47 年 6 月 21 日から昭和 48 年 5 月 1 日までの期間については、請求者は、雇用保険被保険者記録によると、昭和 47 年 6 月 19 日に離職しており、複数の同僚が、請求者は当該事業所が倒産した昭和 48 年 5 月の約 1 年前には退職していたとする回答と概ね符合する。

さらに、事業主は、請求者は勤務していたが、当時の資料が保存されていないため勤務期間等の詳細は不明と回答していることから、両期間における請求者の勤務実態について確認することができない。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間③のうち昭和 47 年 3 月 23 日から同年 6 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる一方で、請求者の昭和 47 年 2 月 1 日から同年 3 月 22 日までの期間及び昭和 47 年 6 月 21 日から昭和 48 年 5 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として両期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、昭和 47 年 3 月 23 日から同年 6 月 20 日までの標準報酬月額については、当該事業所における役員の厚生年金保険の記録から判断すると、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、昭和 47 年 3 月から同年 5 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については、納付したか否かについては不明と回答しているが、同期間において、D 社に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 47 年 3 月 23 日から同年 6 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者の主張及び同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者が A 社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、当該事業所は、商業登記簿謄本によると既に解散しており、事業主は死亡していることから、唯一生存及び所在が確認できた取締役（以下「取締役」という。）に照会したところ、「当該事業所の取締役であったことはない。当該事業所のことは全く分からない。」と回答している上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、請求期間中に記録があり生存及び所在が確認できた同僚 18 人に照会し 12 人から回答を得たところ、このうち 11 人は、請求者を記憶しておらず、唯一請求者の名前を聞いた記憶があるとする同僚は、請求者の勤務状況については記憶していないことから、請求期間①における請求者の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、複数の同僚の回答によると、当該事業所においては、一部の従業員しか厚生年金保険に加入していなかったとしている上、当該事業所に係る被保険者名簿に請求者が名前を挙げた同僚は見当たらない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿に請求者の名前は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 請求期間②について、請求者は、B社に勤務していたところ、同社が分社化したこととともない、子会社であるC社の営業部に移籍したとしている。

しかしながら、C社に係る商業登記簿謄本は確認できない上、C社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによる事業所名称検索において適用事業所であった形跡が見当たらず、当該事業所の事業主等に照会することができないことから、請求者が名前を挙げたB社の同僚及び同社に係る被保険者名簿において請求者の前後に記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚12人に照会し8人から回答を得たところ、このうち7人は、請求者を記憶しておらず、唯一請求者を記憶していた同僚は、請求者はB社の倒産で退職したと思うが詳細は分からない旨回答している。

また、B社の役員であったとして請求者が名前を挙げた同僚は、「請求者がB社に勤務していたことは知っている。同社は、業績立て直しのため全国8ブロックに子会社を立ち上げたが、B社の倒産により子会社は全て連鎖倒産した。請求者がどの子会社に所属していたのかは分からない。」と回答していることから、請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500096号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500034号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和41年8月1日から昭和47年5月16日まで

請求期間は、A社に勤務していたが、同社の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和47年5月16日になっているので、調査の上、昭和41年8月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の勤務状況に関する具体的な陳述及び複数の同僚の回答から判断すると、入社日の特定はできないものの、請求期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成25年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた19人（請求者が名前を挙げた同僚を含む。）に照会し、回答が得られた10人のいずれの者からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、請求者は、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和41年8月1日から昭和44年8月1日までの期間について、別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求期間のうち昭和45年5月から昭和47年4月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該台帳において、国民年金の資格喪失日が昭和47年5月16日と記録されていることから判断すると、社会保険事務所（当時）は、請求者が当該事業所で同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを確認した上で、国民年金の被保険者資格の喪失処理を行ったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500095号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和29年6月1日から昭和31年6月1日まで

昭和25年11月にA社に入社し、昭和35年7月まで化粧品の卸売業務に従事していたが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和29年6月1日に喪失し、その後、昭和31年6月1日に、再度、同資格を取得した記録になっており、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された勤続5年の優良従業員被表彰者名簿及び同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和56年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は、既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、当該事業所において同職種であったとする複数の同僚の名前を挙げ、このうち一人について、「その同僚は、私がA社に入社する前から同社に勤務しており、請求期間当時も、継続して一緒に勤務していた。」と述べているところ、当該同僚は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、厚生年金保険の被保険者資格を取得後、昭和27年3月30日に同資格を喪失し、その後、請求者と同日の昭和31年6月1日に、再度、同資格を取得した記録となっており、請求者と同様に、請求期間における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚は、オンライン記録により、既に死亡していることが確認できることから、請求者の請求内容を裏付ける陳述及び関連資料を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求期間及びその前後の期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた4人に対し、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会し、2人から回答が得られたものの、請求者が、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。